

政令番号24 m-アミノフェノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県		1.0E-1		0.1		1.2E+0	1.2	1.3
10	群馬県								
11	埼玉県					6.0E+0	2.6E+2	256.0	262.0
12	千葉県		3.0E+1		30.0		4.1E+3	4,100.0	4,130.0
13	東京都								
14	神奈川県						7.3E+1	73.0	73.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県		1.3E+2		130.0				130.0
23	愛知県		6.0E-1		0.6	2.7E+1	1.4E+2	115.0	142.6
24	三重県								
25	滋賀県						7.2E+1	72.0	72.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県					8.5E+1	8.3E+2	740.0	825.0
29	奈良県								
30	和歌山県					2.5E+0	2.5E+0		2.5
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国			1.6E+2		160.7	1.2E+2	6.5E+3	6,360.2	6,641.4

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。